



抗菌性飼料添加物を含む

家畜用飼料の適正使用について

安心安全な食肉の生産のために、以下のことにご注意ください

抗菌性飼料添加物とは、飼料の栄養成分の利用を促進するために添加することが認められた**抗生物質**および**合成抗菌剤**をいいます。
(詳細は裏面をご覧ください)

- ◆ 抗菌性飼料添加物を含む飼料は、給与できる対象家畜、給与期間などが定められています。**使用方法を守り、表示をよく確認して**から使用してください。

抗菌性飼料添加物を含む飼料は、

「**食用のためと殺する前7日間**は家畜に**使用してはならない**」と定められています。ご注意ください。

※家畜：牛（生後おおむね6月を超えた肥育牛を除く）、豚

- ◆ と畜検査申請では、動物用医薬品・抗菌性飼料添加物の使用状況をお知らせください。

牛：直近**3か月**の使用状況
牛以外：直近**2か月**の使用状況

動物用医薬品等の使用状況の記載方法		
動物用医薬品	薬剤名（商品名も可）	使用期間
抗菌性飼料添加物	物質名（裏面参照）	使用期間

<参考>

抗菌性飼料添加物の一覧（令和2年5月29日現在）

抗生物質（11種）

- ① 亜鉛バシトラシン
- ② アビラマイシン
- ③ エンラマイシン
- ④ サリノマイシンナトリウム
- ⑤ センデュラマイシンナトリウム
- ⑥ ナラシン
- ⑦ ノシヘプタイド
- ⑧ ビコザマイシン
- ⑨ フラボフォスフォリポール
- ⑩ モネンシンナトリウム
- ⑪ ラサロシドナトリウム

合成抗菌剤（5種）

- ① アンプロリウム・エトパベート
- ② アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン
- ③ クエン酸モランテル
- ④ ナイカルバジン
- ⑤ ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム

抗菌性飼料添加物は、「**飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令**」により規制されています。

詳細は、秋田県農林水産部畜産振興課（018-860-1808）にお問い合わせください。